

## 高岡地区広域圏事務組合公印規則

平成 5 年 2 月 10 日規則第 3 号  
改正 平成10年 3 月 31 日規則第 2 号  
改正 平成17年 3 月 31 日規則第 1 号  
改正 平成19年 3 月 29 日規則第 4 号  
改正 平成26年 9 月 30 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高岡地区広域圏事務組合の公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「公印」とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。

(公印の名称等)

第 3 条 公印の名称、様式番号、形状、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は別表第 1 のとおりとし、その様式は、別表第 2 のとおりとする。

(公印の保管)

第 4 条 公印の保管は、保管者が責任をもって行わなければならない。

(公印台帳)

第 5 条 事務局長は、公印を登録し、整理するため、公印台帳（別記様式）を備えておかなければならない。

(公印の調製)

第 6 条 公印の調製、改刻又は廃棄は、事務局長が理事会の決裁を受けて行う。

(公印の使用)

第 7 条 公印を使用しようとするときは、決裁済の原議を公印の保管者に提示して承認を受けなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 高岡地区公害センター組合公印規則（昭和49年高岡地区公害センター組合規則第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成10年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 名 称                | 様式<br>番号 | 形 状<br>寸 法            | 書 体 | 使 用 区 分                      | 保 管 者         | 数 |
|--------------------|----------|-----------------------|-----|------------------------------|---------------|---|
| 組 合 印              | 1        | ミメートル<br>正方形<br>22×22 | てん書 | 組合名を使用する公文書用                 | 総務課長          | 1 |
| 理 事 長 印            | 2        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 理事長名を使用する公文書<br>用            | 総務課長          | 1 |
| 理事長職務代理<br>者 副理事長印 | 3        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 理事長職務代理者名をもつ<br>てする公文書用      | 総務課長          | 1 |
| 議 長 印              | 4        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 議長名を使用する公文書用                 | 総務課長          | 1 |
| 副 議 長 印            | 5        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 副議長名を使用する公文書<br>用            | 総務課長          | 1 |
| 会 計 管 理 者 印        | 6        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 会計管理者名を使用する公<br>文書用          | 会 計 課 長       | 1 |
| 事 務 局 長 印          | 7        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 事務局長名を使用する公文<br>書用           | 総務課長          | 1 |
| 環境分析センタ<br>ー専用理事長印 | 8        | 正方形<br>22×22          | てん書 | 環境分析センターにおいて<br>理事長名を使用する公文書 | 環境分析セ<br>ンター長 | 1 |

## 別表第2 (第3条関係)

|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
| 1                            | 2   | 3  |
| 高岡地区<br>広域圏<br>事務組合<br>之印    | 高岡地区<br>広域圏<br>事務組合<br>理事長印               | 高岡地区広<br>域圏事務組<br>合理事長職<br>務代理者副<br>理事長印 |
| 4                            | 5   | 6  |
| 高岡地区<br>広域圏事<br>務組合議<br>会議長印 | 高岡地区<br>広域圏事<br>務組合議<br>会副議長印             | 高岡地区<br>広域圏事務<br>組合会計<br>管理者印            |
| 7                            | 8   |  |
| 高岡地区<br>広域圏事<br>務組合事<br>務局長印 | 高岡地区広<br>域圏事務組<br>合理事長印<br>環境分析セ<br>ンター専用 |  |

## 別記様式 (第5条関係)

| 公印名 | 印影 | 寸形<br>法状 | 書体 | 数 | 保管者 | 備考 |
|-----|----|----------|----|---|-----|----|
|     |    |          |    |   |     |    |